



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

* 46 和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課) 1

○ 告示

801 平成9年和歌山県告示第410号 (和歌山県屋外広告物条例の規定に基づく知事の指定する区域及び区間) の一部改正 (") 28

802 平成18年和歌山県告示第515号 (和歌山県屋外広告物条例の規定に基づく知事の指定する区域) の廃止 (") 32

803 和歌山県屋外広告物条例施行規則第2条の2の規定に基づく知事が指定する区域及び区間 (") 32

規 則

和歌山県規則第46号

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県屋外広告物条例施行規則 (昭和59年和歌山県規則第85号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改め、同項第4号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする許可地域等の敷地内に存する建築物の延べ面積 (建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) 第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。) を明らかにする書類 (建築物の延べ面積が1,000平方メートル以下である場合並びに一の敷地における広告物の表示面積の合計が、第1種地域においては50平方メートル以下、第2種地域においては100平方メートル以下及び第3種地域においては150平方メートル以下の場合を除く。)

第2条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする敷地内に、現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件があるときは、当該現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件の表示面積を明らかにした図面及び写真

第2条の4を第2条の5とする。

第2条の3第3項中「当該変更又は改造の前後を確認することができる第2条第3項第2号」を「第8条第2項第2号」に改め、同条を第2条の4とする。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(許可地域等の区分)

第2条の2 条例第5条第2項の規定による地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

(1) 第1種地域 次に掲げる地域又は場所

ア 和歌山県景観条例 (平成20年和歌山県条例第21号) 第5条第2項の規定により定められた特定景観

形成地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

イ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間

ウ 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

エ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域

(2) 第2種地域 前号の第1種地域及び次号の第3種地域以外の地域又は場所

(3) 第3種地域 次に掲げる地域又は場所

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域。ただし、知事が指定する区域を除く。

イ 道路及び鉄道等で知事が指定する区間

ウ 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域

エ 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指定する区域

第4条第1項中「第6条第2項第1号及び第2号」を「第6条第2項第1号、第2号及び第9号」に改め、「次に掲げるもののほか」を削り、同項各号を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（適用除外の団体）

第4条の2 条例第6条第2項第9号に規定する規則で定める団体は、次のとおりとする。

(1) 町又は字の区域その他の市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

(2) PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第1項のPTA

第7条第2項第3号中「、平面的固定広告及び立体的固定広告」を「及び独立して設置される広告物」に改める。

第8条第2項に次の1号を加える。

(3) 変更し、又は改造しようとする広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする敷地内に、現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件があるときは、当該現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件の表示面積を明らかにした図面及び写真

第11条中「、次に掲げるもののほか」を削り、同条各号を削る。

第14条中「第18条第2項」を「第26条の4第3項」に改める。

第14条の2中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第22条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

1 共通基準

(1) 都市の美観及び自然美を損なわず、かつ、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものであること。

(2) 地色に濃厚なものを使用しないものであること。

(3) 広告物の側面及び裏面においても不体裁な支柱、金具等を露出させず、かつ、美観を損なわないように施工するものであること。

(4) 汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。

(5) 蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。

(6) 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものにあつては、周辺環境との調和がとれたものとする。

(7) 風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。

(8) 建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。

(9) 道路に設置しないものであること。

(10) 発光ダイオードその他の光源を利用して映像が表示される広告物その他の表示の内容を常時変化

することができる広告物（以下「電光表示広告物」という。）でないこと。

2 個別基準

項 目	種 類	基 準		
		個 別 基 準	総量基準	
条例第6条第2項第1号	建築物を利用する広告物	壁面広告	1 表示面積の合計は、1壁面につき、10平方メートル以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他の開口部を覆わないものであること。	一の敷地における表示面積の合計が10平方メートル以下であること。
		突出し広告	1 表示面積は、1面につき、3平方メートル以下であること。 2 表示面は、2面であること。 3 1壁面につき、原則として1列であること。 4 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 5 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。 6 地面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 7 道路上に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上の突出し幅は1.0メートル以下とし、路面から広告物の下端までの高さは歩道上にあっては2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路にあっては4.5メートル以上であること。	
		独立して設置される広告物	1 表示面積は、1面につき、10平方メートル以下であること。 2 高さは、4メートル以下であること。 3 個数は、1個であること。 4 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること。 5 道路上に突き出ないものであること。	
		立看板その他看板の類	1 表示面積は、1面につき、2平方メートル以下であること。 2 個数は、原則として1個であること。	
条例第6条第2項第2号			1 表示面積は、一の土地又は物件につき、1平方メートル以下であること。 2 表示内容は、所有又は管理する上で必要なものであること。 3 個数は、一の土地又は物件につき、原則として1個であること。	
条例第6条第2項第9号	建築物を利用する広告物	壁面広告	1 表示面積の合計は、1壁面につき、5平方メートル以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他の開口部を覆わないものであること。	
		独立して設置される広告物	1 表示面積は、1面につき、5平方メートル以下であること。 2 高さは、4メートル以下であること。 3 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること。	

		4 道路上に突き出ないものであること。
	立看板その他看板の類	表示面積は、1面につき、2平方メートル以下であること。
条例第6条第4項第2号		1 一の物件につき、表示面積が5平方メートル以下であること。 2 表示は、一の物件につき、1個であること。
条例第6条第7項		1 表示の大きさは、表示方向から見た場合における施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。 2 表示は、1個であること。

備考

- 一の建築物又は敷地に2以上の事業所等が存する場合は、一の建築物又は敷地についての基準とする。
- 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合算したものをいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第6条関係)

種	類	定 義	許可の期間
建築物を利用する 広告物	壁面広告(壁面を利用するもの)	建築物(塀を含む。)の壁面に直接塗料等で広告内容を表示するもの又は木若しくは金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物(塀を含む。)の壁面に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	3年以内
	突出し広告(壁面から突き出すもの)	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	
	屋上広告(屋上を利用するもの)	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の屋上(階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物を含む。)に設置して広告内容を表示するもの(屋上構造物に直接塗料等で広告内容を表示するものを含む。)をいう。	
独立して設置される 広告物		木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、広告内容を表示するものをいう。	3年以内
工作物を利用する 広告物	電柱広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、電柱に巻き付けられ、又は取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	1年以内
	消火栓標識柱 添加広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、消火栓標識柱、街灯柱又は照明付バス停留所標識に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	
	街灯柱添加 広告		
	照明付バス停 留所標識添加 広告		
	アーケード添 加広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、アーケードに取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	
	アーチ添加 広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、道路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	

その他の 広告物	貼り紙	紙等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等に貼り付けられ、広告内容を表示するポスター、ビラ等をいう。	1月以内
	貼り札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で建築物その他の工作物等に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	
	立看板その他 看板の類(の ぼりを含む。)	紙、布、木又は金属等の材料を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等に立てかけられ、移動できる状態で置かれ、又は容易に取り外すことができる状態で土地に建植され、広告内容を表示するものをいう。	1月以内(紙 貼り又は布 貼りのもの に限る。)
	広告幕	布又は網等を使用して作成されたものであって、建築物その他の工作物等に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	1月以内
	気球広告	綱に綱を付けた気球を掲揚し、その綱に取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。	
案内広告 物	道標	道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、地名又は公共的な建物、施設等の方向、里程等を表示するものをいう。	3年以内
	案内図板等 (案内図板そ の他公共的 目的をもった 広告物)	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、又は建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、事業所、営業所若しくは作業場(以下「事業所等」という。)を案内するための図表を表示するもの又は土地に建植され、公共的な広告内容を表示するものをいう。	
	案内板(公衆 の利便に供す ることを目的 とする広告 物)	道路を通行する人の便宜のために木、石又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され、建築物(塀を含む。)の壁面を利用して取り付けられ、又は電柱に巻き付けられ、若しくは取り付けられ、事業所等の方向、里程等を表示するものをいう。	

備考 本表に定めのない広告物については、最も類似したものを適用するものとする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第11条関係)

1 共通基準

- (1) 都市の美観及び自然美を損なわず、かつ、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものであること。
- (2) 地色に濃厚なものを使用しないものであること。
- (3) 広告物の側面及び裏面においても不体裁な支柱、金具等を露出させず、かつ、美観を損なわないように施工するものであること。
- (4) 汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したものでないこと。
- (5) 蛍光及び発光塗料を使用しないものであること。
- (6) 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものにあつては、周辺環境との調和がとれたものとする。
- (7) 風雨、震動、衝撃、落雷等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- (8) 建築物を利用する場合は、その建築物に対し構造耐力上支障のないものであること。

(9) 道路に設置しないものであること。ただし、道路を占有して設置される工作物に添加される場合は、当該道路管理者の許可を受けたものであること。

(10) 禁止地域及び第1種地域において表示する広告物にあつては、表示面積が0.5平方メートルより大きい電光表示広告物でないこと、かつ、彩度（日本工業規格のマンセル表色系の彩度をいう。以下同じ。）が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。ただし、その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立看板その他看板の類（のぼりを含む。）については適用しない。

2 許可地域等における表示面積及び高さ等の許可基準

種 類			個 別 基 準		
			第1種地域	第2種地域	第3種地域
建 築 物 を 利 用 す る 広 告 物	壁 面 広 告	自 家 用 広 告 物 等	表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100平方メートル以下の場合には1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100平方メートルを超える場合は1壁面につき、 $(\text{壁面面積}-100) \times 1/20 + 20$ 平方メートル以下で、かつ、100平方メートル以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100平方メートル以下の場合には1壁面につき、30平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の3分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100平方メートルを超える場合は1壁面につき、 $(\text{壁面面積}-100) \times 1/10 + 30$ 平方メートル以下で、かつ、200平方メートル以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面の壁面面積が100平方メートル以下の場合には1壁面につき、50平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の2分の1以下であること、1壁面の壁面面積が100平方メートルを超える場合は1壁面につき、 $(\text{壁面面積}-100) \times 1/7 + 50$ 平方メートル以下で、かつ、300平方メートル以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
		一 般 広 告 物	表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、30平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、50平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	共 通	1 壁面上端及び両側端から突き出ないものであること。 2 窓その他の開口部を覆わないものであること。			
	突 出 し 広 告	一 般 広 告 物	信号機及び道路標識から10メートルの範囲内に突き出すものでないこと。		
共 通	地面から広告物の上端までの高さは10メートル以下			地面から広告物の上端までの高さは20メートル以下	地面から広告物の上端までの高さは30メートル以下

		であること。	であること。	であること。
		1 表示面は、2面であること。 2 1壁面につき、原則として1列とし、規格を統一するものであること。 3 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 4 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。 5 地面から広告物の下端までの高さは2.5メートル以上であること。 6 道路上に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上の突出し幅は1.0メートル以下とし、路面から広告物の下端までの高さは歩道上にあっては2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路にあっては4.5メートル以上であること。		
屋 上 広 告	自 家 用 広 告 物 等	広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20メートル以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20メートル以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの3分の2以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは30メートル以下とすること。
	一 般 広 告 物	広告物の高さは建築物の高さの5分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20メートル以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20メートル以下とすること。	広告物の高さは建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは30メートル以下とすること。
	共 通	1 表示面は、原則として4面であること。 2 屋根に直接表示しないこと。 3 建築物の壁面から突き出ないものであること。 4 木造建築物に掲げるものでないこと。		
独 立 し て 設 置 さ れ る 広 告 物	自 家 用 広 告 物 等	表示面積は、1面につき10平方メートル以下で、かつ、合計20平方メートル以下であること。	1 表示面積は、1面につき20平方メートル以下で、かつ、合計40平方メートル以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積は、1面につき30平方メートル以下で、かつ、合計60平方メートル以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。
		高さは、15メートル以下であること。		
	一 般 広 告 物	表示面積は、1面につき7平方メートル以下で、かつ、合計14平方メートル以下であること。	1 表示面積は、1面につき15平方メートル以下で、かつ、合計30平方メートル以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積は、1面につき20平方メートル以下で、かつ、合計40平方メートル以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、1面当たりの表示面積及びその合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	1 高さは、7メートル以下であること。 2 踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10メートル以上離して設置するものであること。			

		<p>3 独立して設置される一般広告物の相互間の距離は、7メートル以上であること。</p> <p>4 点滅又は回転するものでないこと。</p>
	共通	<p>1 道路上に突き出ないものであること。</p> <p>2 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること。</p>
工作物を利用する広告物	電柱広告	<p>1 広告物は、電柱に直接塗り書きするものではなく、巻付けのもの又は突出しのものであること。</p> <p>2 大きさは、突出しのものにあつては縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下、突出し幅0.6メートル以下で、かつ、地面から広告物の下端までの高さが4.5メートル(歩道上にあつては、2.5メートル)以上とし、巻付けのものにあつては地上3.5メートルを上端とし、1.5メートルを下端とする範囲内に設置するものであること。</p> <p>3 表示内容は、事業所等の方向、里程等を表示するものであること。</p> <p>4 個数は、電柱1本につき、それぞれ1個であること。ただし、巻付けのものにあつては、その表示面積が1平方メートルを超えない範囲内において2面を1個とすることができる。</p> <p>5 彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。</p> <p>6 電柱の支柱の類に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>7 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。</p>
	消火栓標識柱添加広告	<p>1 表示面積は、1面につき、0.32平方メートル以下で、かつ、突出し幅は、0.8メートル以下であること。</p> <p>2 個数は、標識柱1本につき、1個であること。</p> <p>3 彩度が8を超える色彩を使用する面積は、表示面積の3分の1以下であること。</p> <p>4 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路にあつては4.5メートル以上であること。</p> <p>5 取付け方向は、原則として道路中央側でないこと。</p> <p>6 消防署長が道路管理者の許可を受けて設置した消火栓標識柱に添加するものであり、所轄消防署長の同意書を添付したものであること。</p>
	街灯柱添加広告	<p>1 表示面積は、1面につき、0.5平方メートル以下で、突出しのものにあつては、道路から広告物の下端までの高さは、歩道にあつては2.5メートル以上とし、歩道と車道の区別のない道路にあつては4.5メートル以上であること。</p> <p>2 表示面は、2面であること。</p> <p>3 個数は、街灯柱1本につき、1個であること。</p> <p>4 道路管理者が設置した街灯柱に添加するものでないこと。</p>
	照明付バス停留所標識添加広告	<p>1 広告面は進行車両の非対向面及び歩道面の2面とし、1面の表示面積は0.2平方メートル以下で、かつ、照明表示ボックスの各表示面の大きさの3分の1程度で、その位置は照明表示ボックスの最下段とすること。</p> <p>2 広告物を設置し、管理するものは、原則としてバス事業者であること。</p>
	アーケード添加広告	<p>1 表示内容は、地名、街区名等であること。</p> <p>2 アーケードの両端(切断部、断層部等を含まないものとする。)のほり以上の高さに設置するものであること。</p>
	アーチ添加広告	<p>1 表示内容は、地名、商店街名等公共的な名称であること。</p> <p>2 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上にあつては3.5メートル、車道上にあつては5メートル以上であること。</p> <p>3 幅員9メートル以上の道路に設置しないものであること。</p>
	その他の広告物	<p>貼り紙</p> <p>1 表示面積は、1平方メートル以下であること。</p> <p>2 のり付けしないものであること。</p> <p>3 1壁面には、2枚以下であること。</p>
	貼り札	<p>1 表示面積は、0.5平方メートル以下であること。</p> <p>2 一の物件につき、2枚以下であること。</p>
	立看板その他看板の類	表示面積は、1面につき2平方メートル以下であること。

広告幕	自家用 広告物等	表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、30平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の3分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、50平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の2分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	一般 広告物	表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、30平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。	1 表示面積の合計は、1壁面につき、50平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 彩度が8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、表示面積の合計は、1壁面につき、1の面積基準の1.5倍以下とする。
	共通	横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。		
気球広告	1 広告物はネット面に設置するものであり、その大きさは長さ15メートル、幅1.5メートル以下であること。 2 気球の大きさは直径3メートル以下で、ロープの長さは50メートル以下であること。 3 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。 4 補助綱を用いるものであること。			
案内 広告物	道標、案内 図板等	建築物を利用する広告物及び独立して設置される広告物の一般広告物の許可基準を適用する。		
	案内板	1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、3平方メートル以下であること。 2 独立して設置されるものにあつては、表示面積は、1面につき、3平方メートル以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは5メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、1者当たりの表示面積が、1面につき3平方メートル以下で設置するものにあつては、表示面積についてはこの限りでない。	1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、5平方メートル以下であること。 2 独立して設置されるものにあつては、表示面積は、1面につき、5平方メートル以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは5メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で表示し、1者当たりの表示面積が、1面につき、5平方メートル以下で設置するものにあつては、表示面積についてはこの限りでない。	

- | | |
|--|--|
| | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所等の方向、里程その他の案内のために使用する面積は、表示面積の3分の1以上であること。 2 道路上に突き出ないものであること。 |
|--|--|

備考

- 1 「一般広告物」とは、自家用広告物等以外の広告物をいう。
- 2 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合算したものをいう。
- 3 建築物の階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物の上に広告物を設置する場合は、屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、広告物の高さに含むものとする。
- 3 許可地域等における電光表示広告物の基準
電光表示広告物の許可基準については、各種類に応じて各種類の一般広告物（自家用広告物等以外の広告物をいう。）の基準を適用する。
- 4 禁止地域等における表示面積及び高さ等の許可基準

種 類	個 別 基 準	
建築物を利用する広告物	壁面広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 壁面の上端及び両側端から突き出ないものであること。 3 窓その他の開口部を覆わないものであること。
	突出し広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面は、2面であること。 2 1壁面につき、原則として1列とし、規格を統一するものであること。 3 広告物の上端は、取付壁面の高さを超えないこと。 4 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。 5 地面から広告物の上端までの高さは、10メートル以下とし、地面から広告物の下端までの高さは、2.5メートル以上であること。 6 道路に突き出ないものであること。ただし、やむを得ない場合は、道路管理者の許可を受けたものに限り、道路上に突き出すことができる。この場合、道路上の突出し幅は1.0メートル以下とし、路面から広告物の下端までの高さは歩道上にあっては2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路にあっては4.5メートル以上であること。
	屋上広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の高さは建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、地面から広告物の上端までの高さは20メートル以下とすること。 2 表示面は、原則として4面であること。 3 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる100メートル以内の区域にあっては、点滅又は回転するものでないこと。 4 屋根に直接表示しないこと。 5 建築物の壁面から突き出ないものであること。 6 木造建築物に掲げるものでないこと。
独立して設置される広告	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1面につき10平方メートル以下で、かつ、合計20平方メートル以下であること。 2 高さは、10メートル以下であること。 3 原則として道路又は鉄道に平行又は直角に設置するものであること。 4 高速自動車国道及び自動車専用道路から展望できる100メートル以内の区域にあっては、点滅又は回転するものでないこと。 5 道路上に突き出ないものであること。 	

物		
その他の 広告物	立看板その他 看板の類	表示面積は、1面につき2平方メートル以下であること。
	広告幕	1 表示面積の合計は、1壁面につき、20平方メートル以下で、かつ、同一壁面面積(窓その他の開口部を含む。)の5分の1以下であること。 2 横断幕にあつては、道路を横断して設置するものでないこと。
	気球広告	1 広告物はネット面に設置するものであり、その大きさは長さ15メートル、幅1.5メートル以下であること。 2 気球の大きさは直径3メートル以下で、ロープの長さは50メートル以下であること。 3 掲揚中に煙突、建築物、電線等に接触しないものであること。 4 補助綱を用いるものであること。
案内 広告物	道標、案内図 板等	1 公共的団体が設置するものであること。 2 表示面積は、1面につき、5平方メートル以下であること。 3 個数は、最も必要な個所に1個であること。 4 建築物の壁面を利用するものにあつては、壁面の上端及び両側端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。 5 独立して設置されるものにあつては、高さは4メートル以下であり、踏切、横断歩道、信号機、道路標識及びカーブミラーから10メートル以上離して設置するものであること。
	案内板	1 建築物の壁面を利用するものについては、表示面積は、1面につき、1平方メートル以下であること。 2 独立して設置されるものにあつては、表示面積は、1面につき、2平方メートル以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは3メートル以下であること。ただし、3以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積は、1面につき、10平方メートル以下で、表示面は2面限りとし、かつ、高さは5メートル以下であること。 3 建築物の壁面を利用するもの及び独立して設置されるものの広告物の個数は、1事業所等について主たる進入路の両側にいずれかの1個であること。 4 電柱に巻き付けられ、又は取り付けられるものにあつては、許可地域等における電柱広告の表示面積及び高さ等の許可基準を適用する。この場合、個数は、巻き付けのもの又は突出しのものそれぞれ2個であること。 5 事業所等の方向、里程その他案内のために使用する面積は、表示面積の3分の1以上であること。 6 道路上に突き出ないものであること。

備考

- 1 「表示面積の合計」とは、表示しようとする広告物の面積と既に表示されている広告物の面積を合算したものをいう。
- 2 建築物の階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する屋上構造物の上に広告物を設置する場合は、屋上構造物の高さは建築物の高さに算入せず、広告物の高さに含むものとする。
- 5 許可地域等及び禁止地域等における総量基準
 - 一の敷地における広告物の表示面積の合計（表示しようとする広告物の面積と既に許可されている広告物の面積を合算したもの）は、下記の基準とする。

禁止地域	許可地域等		
	第1種地域	第2種地域	第3種地域
30平方メートル以下 であること。	建築物の延べ面積が1,000平方メートル以下の	1 建築物の延べ面積が1,000平方メートル以下	1 建築物の延べ面積が1,000平方メートル以下

<p>場合は、50平方メートル以下であること、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超える場合は、$(\text{建築物の延べ面積} - 1,000) \times 1/100 + 50$平方メートル以下、かつ、150平方メートル以下であること。</p>	<p>の場合は、100平方メートル以下であること、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超える場合は、$(\text{建築物の延べ面積} - 1,000) \times 1/50 + 100$平方メートル以下、かつ、300平方メートル以下であること。</p> <p>2 一の敷地内に表示されている全ての広告物(その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立看板その他看板の類(のぼりを含む。))を除く。)が、彩度8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、一の敷地における広告物の表示面積の合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。</p>	<p>の場合は、150平方メートル以下であること、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超える場合は、$(\text{建築物の延べ面積} - 1,000) \times 1/30 + 150$平方メートル以下、かつ、450平方メートル以下であること。</p> <p>2 一の敷地内に表示されている全ての広告物(その他の広告物の貼り紙、貼り札及び立看板その他看板の類(のぼりを含む。))を除く。)が、彩度8を超える色彩を使用する面積が表示面積の3分の1以下である場合は、一の敷地における広告物の表示面積の合計は、1の面積基準の1.5倍以下とする。</p>
--	---	---

6 許可地域等における電光表示広告物の総量基準

一の敷地における電光表示広告物の表示面積の合計(表示しようとする広告物の面積と既に許可されている広告物の面積を合算したものとする。)は、下記の基準とする。

許可地域等	
第2種地域	第3種地域
20平方メートル以下であること。	30平方メートル以下であること。

別記第1号様式から別記第1号様式の4までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



(電話番号)

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 5 条 (第 6 条第 5 項、第 6 条第 6 項) の規定により、次のとおり申請します。

表示 (設置) 場所		区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域等 <input type="checkbox"/> 許可地域等 <input type="checkbox"/> 第 1 種地域 <input type="checkbox"/> 第 2 種地域 <input type="checkbox"/> 第 3 種地域	<input type="checkbox"/> 広告物活用地区 <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 <input type="checkbox"/> 広告物協定地区	
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物	<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物	<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物		
電光表示 広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他 ()	特殊装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅
表示面積 (合計)	m ²	表示面積 (1 面) m ²	数量	個 (枚)	材質
表示 (設置) 期間	年 月 日から		年 月 日まで		
工事予定期間	年 月 日から		年 月 日まで		
※所有者 (管理 者) の承諾	住所				
	氏名	印 (電話)			
※屋外広告物管 理者	住所				
	氏名	(電話)			
施 工 者	住所				
	氏名	(電話)			
	和歌山県屋外広告業登録の年月日及び 番号	年 月 日 和歌山県屋外広告業登録 第 号			
※他の法令に よる許可	建築基準法による工作物の確認	要 ・ 不要 ・ 申請中			
	道路法による占有の許可	要 ・ 不要 ・ 申請中			
	その他の法令による許可	要 ・ 不要 法令名 ()			
備 考					

(注)

- 1 □には、該当するものに✓印を記入してください。
- 2 ※印欄は、該当する場合に記入してください。
- 3 添付図書
 - (1) 位置図、付近見取図、仕様書、図面
 - (2) 建築物の延べ面積が明らかになる書類
 - (3) 所有者 (管理者) の承諾書
 - (4) 他の法令による許可を要するものについては、その許可書の写し
- 4 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、別紙に記載してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(県証紙貼り付け欄)

別紙

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告物 (1 壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3 超	1/3 以下

(2) 突出し広告物

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3 超	1/3 以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3 超	1/3 以下

(4) 独立広告

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1 敷地内にある広告物の合計面積

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

(注)

- 1 新たに広告物を表示する敷地内に現に表示している広告物がある場合は、現に表示している広告物の表示面積の合計を図面に記載してください。
- 2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が 1,000 m² 以下の場合、一の敷地における表示面積の合計が第 1 種地域 50 m² 以下、第 2 種地域 100 m² 以下、第 3 種地域 150 m² 以下の場合には必要ありません。

3 1 敷地内にある電光表示広告物の合計面積

表示面積の合計	数量
m ²	個

別記第 1 号様式の 2 (第 2 条の 3 関係)

広告物活用地区屋外広告物確認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名



(電話番号)

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 5 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

表示 (設置) 場所							
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物		<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物		<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物		
電光表示 広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明 装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他 ()		特殊 装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅
表示面積 (合計)	m ²		表示面積 (1 面)	数量	個 (枚)	材質	
表示 (設置) 期間	年 月 日から 年 月 日まで						
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで						
※所有者 (管理 者) の承諾	住所						
	氏名	印 (電話)					
※屋外広告物 管理者	住所						
	氏名	(電話)					
施 工 者	住所						
	氏名	(電話)					
	和歌山県屋外広告業登録の年月日及び 番号	年 月 日		和歌山県屋外広告業登録 第 号			
※他の法令によ る許可	建築基準法による工作物の確認	要 ・ 不要 ・ 申請中					
	道路法による占有の許可	要 ・ 不要 ・ 申請中					
	その他の法令による許可	要 ・ 不要 法令名 ()					
備 考							

(注)

- には、該当するものに✓印を記入してください。
- ※印欄は、該当する場合に記入してください。
- 添付図書
 - 位置図、付近見取図、仕様書、図面
 - 建築物の延べ面積が明らかになる書類
 - 所有者 (管理者) の承諾書
 - 他の法令による許可を要するものについては、その許可書の写し
- 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、別紙に記載してください。
- 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(県証紙貼り付け欄)

別紙

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告物 (1 壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3 超	1/3 以下

(2) 突出し広告物

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3 超	1/3 以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3 超	1/3 以下

(4) 独立広告

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1 敷地内にある広告物の合計面積

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

(注)

1 新たに広告物を表示する敷地内に現に表示している広告物がある場合は、現に表示している広告物の表示面積の合計を図面に記載してください。

2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が 1,000 m² 以下の場合、一の敷地における表示面積の合計が第 1 種地域 50 m² 以下、第 2 種地域 100 m² 以下、第 3 種地域 150 m² 以下の場合には必要ありません。

3 1 敷地内にある電光表示広告物の合計面積

表示面積の合計	数量
m ²	個

別記第 1 号様式の 3 (第 2 条の 4 関係)

景観保全型広告整備地区屋外広告物表示 (設置) 届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名



(電話番号)

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 5 条の 3 第 6 項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示 (設置) 場所							
種 類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物		<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物		<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物		
電 光 表 示 広 告 物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明 装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他 ()		特殊 装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅
表示面積 (合計)	m ²		表示面積 (1 面) m ²	数 量	個 (枚)	材質	
表示 (設置) 期間	年 月 日から		年 月 日まで				
工 事 予 定 期 間	年 月 日から		年 月 日まで				
※所有者 (管理 者) の 承 諾	住所						
	氏名	印 (電話)					
※屋外広告物 管 理 者	住所						
	氏名	(電話)					
施 工 者	住所						
	氏名	(電話)					
※他の法令によ る 許 可	和歌山県屋外広告業登録の年月日及び 番号		年 月 日 和歌山県屋外広告業登録 第 号				
	建築基準法による工作物の確認		要 ・ 不要 ・ 申請中				
	道路法による占有の許可		要 ・ 不要 ・ 申請中				
備 考	その他の法令による許可		要 ・ 不要 法令名 ()				

(注)

- 1 □には、該当するものに✓印を記入してください。
- 2 ※印欄は、該当する場合に記入してください。
- 3 添付図書
 - (1) 位置図、付近見取図、仕様書、図面
 - (2) 建築物の延べ面積が明らかになる書類
 - (3) 所有者 (管理者) の承諾書
 - (4) 他の法令による許可を要するものについてはその許可書の写し
- 4 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、別紙に記載してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別紙

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告物 (1 壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3 超	1/3 以下

(2) 突出し広告物

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3 超	1/3 以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3 超	1/3 以下

(4) 独立広告

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1 敷地内にある広告物の合計面積

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

(注)

- 1 新たに広告物を表示する敷地内に現に表示している広告物がある場合は、現に表示している広告物の表示面積の合計を図面に記載してください。
- 2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が 1,000 m² 以下の場合、一の敷地における表示面積の合計が第 1 種地域 50 m² 以下、第 2 種地域 100 m² 以下、第 3 種地域 150 m² 以下の場合には必要ありません。

3 1 敷地内にある電光表示広告物の合計面積

表示面積の合計	数量
m ²	個

別記第 1 号様式の 4 (第 2 条の 4 関係)

景観保全型広告整備地区屋外広告物表示(設置)変更(改造)届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名



(電話番号)

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号)第 5 条の 3 第 7 項の規定により、次のとおり届け出ます。

表示(設置)場所						
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物		<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物		<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物	
電光表示広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他 ()	特殊装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅		
表示面積(合計)	(変更前) m ²		(変更後) m ²		数量	(変更前) 個(枚)
表示面積(1面)	(変更前) m ²		(変更後) m ²			(変更後) 個(枚)
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで					
前回の届出年月日	年 月 日 付け指令 第 号					
変更等の内容						
変更等の理由						
管理者	住所					
	氏名	(電話)				
施工者	住所					
	氏名	(電話)				
	和歌山県屋外広告業登録の年月日及び番号		年 月 日 和歌山県屋外広告業登録 第 号			
備考						

(注)

- 1 添付書類 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び図面
- 2 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、別紙に記載してください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

別紙

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告物 (1 壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3 超	1/3 以下

(2) 突出し広告物

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3 超	1/3 以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3 超	1/3 以下

(4) 独立広告

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1 敷地内にある広告物の合計面積

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

(注)

- 新たに広告物を表示する敷地内に現に表示している広告物がある場合は、現に表示している広告物の表示面積の合計を図面に記載してください。
- 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が 1,000 m² 以下の場合、一の敷地における表示面積の合計が第 1 種地域 50 m² 以下、第 2 種地域 100 m² 以下、第 3 種地域 150 m² 以下の場合には必要ありません。

3 1 敷地内にある電光表示広告物の合計面積

表示面積の合計	数量
m ²	個

別記第1号様式の5から別記第1号様式の8中「(第2条の4関係)」を「(第2条の5関係)」に改める。
別記第2号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 3 条、第 9 条関係)

屋外広告物設置完了届

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

(電話番号)

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

和歌山県屋外広告物条例施行規則 (昭和 59 年和歌山県規則第 85 号) 第 3 条 (第 9 条) の規定により、次のとおり届け出ます。

表示 (設置) 場所		区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域等 <input type="checkbox"/> 許可地域等 <input type="checkbox"/> 第 1 種地域 <input type="checkbox"/> 第 2 種地域 <input type="checkbox"/> 第 3 種地域	<input type="checkbox"/> 広告物活用地区 <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 <input type="checkbox"/> 広告物協定地区
種 類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物	<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物	<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物	
許可 (確認) 年月日及び番号	年 月 日付け指令 第 号			
許可 (確認) 期間	年 月 日から 年 月 日まで			
設置完了年月日	年 月 日			
備 考				
(写真貼り付け欄)				

(注) □には、✓印を記してください。

別記第 3 号様式 (第 7 条関係)

屋外 広 告 物 更 新 許 可 (確 認) 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

印

(電話番号)

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

和歌山県屋外広告物条例 (昭和 59 年和歌山県条例第 10 号) 第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

表示 (設置) 場所			区分	<input type="checkbox"/> 禁止地域等 <input type="checkbox"/> 許可地域等 <input type="checkbox"/> 第 1 種地域 <input type="checkbox"/> 第 2 種地域 <input type="checkbox"/> 第 3 種地域	<input type="checkbox"/> 広告物活用地区 <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地 <input type="checkbox"/> 広告物協定地区	
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物		<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物		<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物	
電光表示広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他 ()	特殊装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅
表示面積 (合計)	m ²		表示面積 (1 面)	数量	個 (枚)	材質
※屋外広告物管理者	住所					
	氏名	印 (電話)				
既許可(確認)の年月日及び番号	年 月 日		付け指令	第 号		
許可(確認)期間	年 月 日から		年 月 日まで			
更新許可(確認)期間	年 月 日から		年 月 日まで			
更新回数	回					
備考						

(写真貼り付け欄)

(注)

- 1 には、該当するものに✓印を記入してください。
- 2 ※印欄は、該当する場合に記入してください。
- 3 添付図書
 - (1) 申請前 30 日以内に撮影した広告物のカラー写真
 - (2) 許可書又は確認書の写し
- 4 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、別紙に記載してください。
- 5 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(県証紙貼り付け欄)

別紙

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告物 (1 壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3 超	1/3 以下

(2) 突出し広告物

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3 超	1/3 以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3 超	1/3 以下

(4) 独立広告

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1 敷地内にある広告物の合計面積

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

(注)

- 1 新たに広告物を表示する敷地内に現に表示している広告物がある場合は、現に表示している広告物の表示面積の合計を図面に記載してください。
- 2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が 1,000 m² 以下の場合、一の敷地における表示面積の合計が第 1 種地域 50 m² 以下、第 2 種地域 100 m² 以下、第 3 種地域 150 m² 以下の場合には必要ありません。

3 1 敷地内にある電光表示広告物の合計面積

表示面積の合計	数量
m ²	個

別記第3号様式の2中「はく離」を「剥離」に改め、同様式(注)1中「、平面的固定広告及び立体的固定広告の屋外広告物に係るものについて」を「、独立して設置される広告物にあつては」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 8 条関係)

屋外広告物変更等許可(確認)申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名



(電話番号)

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

和歌山県屋外広告物条例(昭和 59 年和歌山県条例第 10 号)第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

表示(設置)場所						
種類	<input type="checkbox"/> 自家用広告物等 <input type="checkbox"/> 一般広告物		<input type="checkbox"/> 建築物を利用する広告物 <input type="checkbox"/> 独立して設置される広告物 <input type="checkbox"/> 工作物を利用する広告物		<input type="checkbox"/> 案内広告物 <input type="checkbox"/> その他の広告物	
電光表示広告物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	照明装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 外部照明 <input type="checkbox"/> ネオン <input type="checkbox"/> 内部照明 <input type="checkbox"/> その他()		特殊装置 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 回転 <input type="checkbox"/> 点滅
表示面積(合計)	(変更前) m ²		(変更後) m ²		数量	(変更前) 個(枚)
表示面積(1面)	(変更前) m ²		(変更後) m ²			(変更後) 個(枚)
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで					
既許可(確認)の年月日及び番号	年 月 日 付け指令 第 号					
変更等の内容						
変更等の理由						
管理者	住所					
	氏名	(電話)				
施工者	住所					
	氏名	(電話)				
	和歌山県屋外広告業登録の年月日及び番号	年 月 日 和歌山県屋外広告業登録 第 号				
備考						

(注)

- 1 ※印欄は、該当する場合に記載してください。
- 2 添付書類
 - (1) 許可書又は確認書の写し
 - (2) 変更等の前後を比較できる仕様書及び図面
- 3 広告物の表示面積、高さ、色彩等については、別紙に記載してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(県証紙貼り付け欄)

別紙

1 広告物の種類ごとの表示面積、高さ、色彩等の内訳

(1) 壁面広告物 (1 壁面当たり)

合計表示面積	既表示面積	壁面面積	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m ²	m ²	1/3 超	1/3 以下

(2) 突出し広告物

突出し幅	地面から広告物までの高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m	上端 m 下端 m	1/3 超	1/3 以下

(3) 屋上広告

広告物の高さ	地面から広告物上端までの高さ	建築物の高さ	色彩	
			彩度 8 を超える色の使用割合	
m	m	m	1/3 超	1/3 以下

(4) 独立広告

(自家用広告物等)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(一般広告物)

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
1 面当たり m ² 合計面積 m ²	m	1/3 超	1/3 以下
隣接する一般広告物との距離		信号機及び道路標識等からの距離	
m		m	

(5) その他の広告物

表示面積	高さ	色彩	
		彩度 8 を超える色の使用割合	
m ²	m	1/3 超	1/3 以下

(注) 添付する図面には、広告物に使用する色の彩度を記載してください。

2 1 敷地内にある広告物の合計面積

表示面積の合計	数量	既表示面積	建築物の延べ面積
m ²	個	m ²	m ²

(注)

- 1 新たに広告物を表示する敷地内に現に表示している広告物がある場合は、現に表示している広告物の表示面積の合計を図面に記載してください。
- 2 建築物の延べ面積を明らかにする書類については、建築物の延べ面積が 1,000 m² 以下の場合、一の敷地における表示面積の合計が第 1 種地域 50 m² 以下、第 2 種地域 100 m² 以下、第 3 種地域 150 m² 以下の場合には必要ありません。

3 1 敷地内にある電光表示広告物の合計面積

表示面積の合計	数量
m ²	個

別記第13号様式中「第27条の5第1項」を「第23条の5第1項」に改め、同様式(注)2中「変更事項4の場合 下記(1)、(3)」を「変更事項4の場合 下記(1)、(3)、(4)」に改める。

別記第13号様式の2中「第27条の7第1項」を「第23条の6第1項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の和歌山県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の和歌山県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

告 示

和歌山県告示第801号

平成9年和歌山県告示第410号(和歌山県屋外広告物条例の規定に基づく知事の指定する区域及び区間)の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年7月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「第3条第3号、第4号、第9号、第10号、第12号、第13号及び第16号」を「第3条第1号、第2号、第5号、第6号、第11号、第12号、第14号、第15号、第18号及び第19号」に改める。

第2項及び第3項を削る。

第1項中「第3条第3号」を「第3条第5号」に、指定する区域

 を 指定する区域
海南市船尾字矢ノ島 琴ノ浦温山荘庭園の敷地 に、

日高郡日高川町大字鐘巻 道成寺の境内地 を 日高郡日高川町大字鐘巻 道成
田辺市本宮町本宮 熊野本宮大

寺の境内地
社の境内地 に、「東牟婁郡那智勝浦町大字南平野 阿弥陀寺の境内地」を

「新宮市新宮上熊野 旧西村家住宅の敷地」に改め、同項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

- 1 条例第3条第1号に規定する指定区域
別紙図面(5)の区域
- 2 条例第3条第2号に規定する指定区域
景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により定められた高野町景観計画に定める準景観地区の区域
第4項を次のように改める。

4 条例第3条第6号に規定する指定区域

指定する区域
海南市且来1316 且来八幡神社の境内地
海南市藤白466 海南市藤白神社の境内地
海南市下津町橋本1065 福勝寺の境内地

海南市下津町橋本1624 石造宝篋印塔の敷地
海南市下津町上689 長保寺の境内地
海草郡紀美野町田22 熊野神社の境内地
紀の川市中井阪357 西田中神社の境内地
紀の川市打田57 東田中神社の境内地
紀の川市粉河2789 粉河寺の境内地
紀の川市粉河2789 十禅律院の境内地
紀の川市穴伏464 名手八幡神社の境内地
岩出市高塚330 正覚寺の境内地
岩出市根来2286 根来寺の境内地
岩出市北大池396 上岩出神社の境内地
岩出市森237 荒田神社の境内地
橋本市市脇502 相賀神社の境内地
伊都郡かつらぎ町大字上天野230 丹生都比売神社の境内地
伊都郡かつらぎ町大字御所349 薬師堂の境内地
伊都郡かつらぎ町大字萩原56 宝来山神社の境内地
伊都郡かつらぎ町大字上天野 石造宝篋印塔の存在する境内地
伊都郡かつらぎ町大字大久保祇園社境内 石造五輪塔の存在する境内地
伊都郡かつらぎ町萩原55 深専寺の境内地
橋本市高野口町名倉993 地藏寺の境内地
伊都郡高野町大字高野山456 不動院の敷地
伊都郡高野町大字高野山365 常喜院の境内地
伊都郡高野町大字高野山249 西南院の境内地
伊都郡高野町大字高野山575 遍照光院の境内地
伊都郡高野町大字高野山132 金剛峯寺の境内地
有田郡湯浅町大字栖原1465 施無畏寺の境内地
有田郡湯浅町湯浅785 深専寺の境内地
有田郡広川町広1291番地1 浜口家住宅の敷地
有田郡広川町大字上中野206 広八幡神社の境内地
有田郡有田川町大字野田532 禅長寺の境内地
有田郡有田川町大字沼谷 沼谷大蔵神社の境内地
日高郡日高川町大字鐘巻1738 道成寺の境内地
日高郡日高川町大字皆瀬302 下阿田木神社の境内地
日高郡みなべ町西本庄242 須賀神社の境内地
日高郡みなべ町芝641 安養寺の境内地
西牟婁郡白浜町十九淵1177 日神社の境内地
田辺市中辺路町高原森1120 高原熊野神社の境内地
田辺市湊655 鬮鶏神社の境内地
東牟婁郡那智勝浦町大字南平野2270 阿弥陀寺の境内地

第7項中「第3条第16号」を「第3条第18号」に改め、同項を第9項とする。

第6項中「第3条第13号」を「第3条第15号」に改め、同項を第8項とする。

第5項中「第3条第12号」を「第3条第14号」に改め、同項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 条例第3条第11号に規定する指定区間及び同条第12号に規定する指定区域

路 線 名	条例第3条第11号の区間	条例第3条第12号の区域
近畿自動車道紀勢線	県内全区間。ただし、和歌山市の区域を除く。	道路の路端から両側各300メートル以内で道路の路面より高い地域のうち道路から展望できる区域。ただし、和歌山市の区域を除く。
京奈和自動車道	県内全区間。ただし、和歌山市の区域を除く。	同上
湯浅御坊道路	全区間	道路の路端から両側各300メートル以内で道路の路面より高い地域のうち道路から展望できる区域
那智勝浦新宮道路	全区間	同上
一般国道370号	一般国道480号との交点から九度山町大字九度山と同町大字河根との大字界の交点までの区間	道路の路端から両側各200メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域
一般国道371号（高野龍神スカイライン）	全区間	道路の路端から両側各1,000メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域
主要県道白浜温泉線	白浜町三段 町道三段空港線との交点から同町才野 一般県道白浜停車場線との交点までの区間	道路の路端から両側各200メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域
主要県道潮岬周遊線	全区間	同上
一般国道42号	海南市藤白 近畿自動車道紀勢線南行き合流点から同市下津町下 塩津第一隧道南口までの区間	同上
	有田市古江見 主要県道有田湯浅線との交点から同市糸我町 市道131号線との交点までの区間	同上
	有田市糸我町 市道18号線との交点から有田川町大字小島 一般県道海南吉備線との交点までの区間	同上
	広川町大字井関 一般県道井関御坊線との交点から由良町大字畑 一般県道南金屋由良線との交点までの区間	同上
	由良町大字里 里隧道北口から日高町大字東光寺 主要県道御坊湯浅線との交点までの区間	同上
	御坊市天田 天田橋南詰から印南町大字印南199番1地先までの区間	同上
	印南町大字印南 町道下川原線との交点からみなべ町東岩代 新木下橋西詰までの区間	同上
	みなべ町堺 堺橋南詰との交点から田辺市芳養町七石 大屋隧道西口までの区間	同上
	白浜町保呂 郵便橋東詰から同町富田 主要県道白浜温泉線との交点までの区間	同上
	白浜町富田 袋隧道南口から同町朝来帰町道椿中央線との交点までの区間	同上
	白浜町椿 町道伊勢ヶ谷線との交点から同町志原 志原橋北詰までの区間	同上
	白浜町塩野 日置小橋南詰からすさみ町大字小泊 小泊隧道西口までの区間	同上

	すさみ町大字周参見 一般県道城すさみ線との交点から同町大字見老津 長井橋西詰までの区間	同上
	すさみ町大字見老津 見老津高架橋東詰から同町大字江住 新江住橋西詰までの区間	同上
	すさみ町大字江住 西日本旅客鉄道株式会社 紀勢本線との交点から串本町和深町道西地中央線との交点までの区間	同上
	串本町和深 和深隧道東口から同町江田宮田橋西詰までの区間	同上
	串本町貝岡 逢坂山隧道東口から同町袋潮浜北詰までの区間	同上
	串本町姫 町道姫池の谷線との交点から同町神野川 神野川橋西詰までの区間	同上
	串本町古座 一般県道田原古座線との交点から同町田原 立体橋西詰までの区間	同上
	串本町田原 一般県道長井古座線との交点から那智勝浦町大字浦神 町道海岸線との交点までの区間	同上
	那智勝浦町大字浦神 町道浦神14号線との交点から同町大字粉白 町道粉白高芝線との交点までの区間	同上
	太地町大字森浦 一般県道梶取崎線との交点から那智勝浦町大字湯川 一般県道勝浦停車場湯川線との交点までの区間	同上
	那智勝浦町大字浜ノ宮 町道浜ノ宮10号線との交点から同町大字宇久井 小獅子隧道南口までの区間	同上
一般国道168号	新宮市相賀 相賀橋北詰から同市熊野川町田長 猪岩橋南詰までの区間	同上
	新宮市熊野川町尾頭 志古隧道北口から田辺市本宮町本宮 町道備崎高山線との交点までの区間	同上
一般国道169号	新宮市熊野川町宮井 一般国道168号との交点から北山村大字小瀬 四の川橋西詰までの区間	同上
一般国道311号	田辺市本宮町請川 一般国道168号との交点から同市中辺路町北郡 北郡隧道北口まで	同上
一般国道371号	橋本市宿 一般県道宿九度山線との交点から高野町大字相ノ浦5番17地先までの区間	同上
一般国道480号	有田市滝川原 市道625号線との交点から同市山田原 下中島橋南詰までの区間	同上
	かつらぎ町大字東渋田 町道見好西部36号線との交点から高野町大字高野山 一般国道371号との交点までの区間	同上
主要県道和歌山打田線	和歌山市岩橋 一般県道岩橋栗栖線との交点から岩出市船戸 岩出橋南詰までの区間。ただし、和歌山市の区域を除く。	道路の路端から両側各200メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域。ただし、和歌山市の区域を除く。
一般県道宿九度山線	全区間	道路の路端から両側各200メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域

主要県道御坊由良線	美浜町大字和田 一般県道柏御坊線との交点から同町大字三尾 一般県道日の岬公園線との交点までの区間	同上
	由良町大字大引字西ノ谷948番1地先から同町大字小引字中筋663番1地先までの区間	同上
一般県道日の岬公園線	全区間	同上
主要県道那智山勝浦線	那智勝浦町大字市野々 市野々橋北詰から同町大字那智山飛瀧神社参道との交点までの区間	同上
岩出市道根来北大池線	岩出市根来 主要県道泉佐野岩出線との交点から同市根来2225番7地先までの区間	同上
有田市道335号線	有田市野 主要県道有田湯浅線との交点から同市宮崎町男浦 一般県道宮崎古江見線との交点までの区間	同上
高野町道内子谷線	全区間	同上
御坊市道横町万寿沢線	御坊市御坊58番地先から同市御坊105番地先までの区間	道路の路端から両側各50メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域
白浜町道三段空港線	全区間	道路の路端から両側各200メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域
太地町道常渡線	太地町大字常渡 一般県道梶取崎線との交点から同町大字常渡 鯨浜隧道北口までの区間	同上
高野山ケーブル	全区間	ケーブルの路端から両側各1,000メートル以内の地域のうちケーブルから展望できる区域

6 条例第3条第11号に規定する指定区域

路線名	指定する区域
湯浅御坊道路	有田郡有田川町大字熊井 吉備湯浅パーキングエリアのうち別紙図面（1）の区域
近畿自動車道紀勢線	日高郡印南町大字西ノ池 印南サービスエリアのうち別紙図面（6）の区域

第9項の次に次の1項を加える。

10 条例第3条第19号に規定する指定区域

有田川町大字清水小字あらぎ島周辺のうち別紙図面（7）の区域

告示中「別紙図面（4）」を「別紙図面（7）」に改める。

和歌山県告示第802号

平成18年和歌山県告示第515号（和歌山県屋外広告物条例の規定に基づく知事の指定する区域）は、平成23年9月30日限り廃止する。

平成23年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第803号

和歌山県屋外広告物条例施行規則（昭和59年和歌山県規則第85号。以下「規則」という。）第2条の2の規定に基づく知事が指定する区域及び区間を次のように指定し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年7月19日

1 規則第2条の2第1項第1号イに規定する指定区間及び同号ウに規定する指定区域

路線名	規則第2条の2第1項第1号イに規定する区間	規則第2条の2第1項第1号ウに規定する区域
一般国道24号	紀の川市穴伏 新妹背橋東詰から かつらぎ町大字笠田中 一般県道那 賀かつらぎ線との交点までの区間	道路の路端から両側各200メー トル以内の地域のうち道路から展望で きる区域
一般国道42号	串本町串本 町道サンゴ台中央線 との交点から同町姫 町道姫池の谷 線との交点までの区間	同 上
一般国道168号	新宮市熊野川町田長 猪岩橋南詰 から同市熊野川町尾頭 志古隧道北 口までの区間	同 上
	新宮市南檜杖 新越路隧道西口か ら同市相賀 相賀橋北詰までの区間	同 上
一般国道371号	田辺市龍神村大熊 一般国道371 号高野龍神スカイラインとの交点か ら同市龍神村西 一般国道425号と の交点までの区間	同 上
	田辺市と古座川町の境界から串本 町高富 一般国道42号との交点まで の区間	同 上
一般国道480号	有田川町大字粟生 床波橋東詰か らかつらぎ町と高野町の境界までの 区間	同 上
一般県道引尾下津線	海南市下津町上594番1地先から 同市下津町上一般国道42号との交点 までの区間	同 上
一般県道粉河寺線	起点から紀の川市粉河 大門橋北 詰までの区間	同 上
主要県道田辺白浜線	白浜町大字堅田 一般県道白浜停 車場線との交点から同町立ヶ谷 霊 泉橋東詰までの区間	道路の路端から両側各100メー トル以内の地域のうち道路から展望で きる区域
主要県道南紀白浜空港線	田辺市新庄町田鶴 主要県道田辺 白浜線との交点から白浜町大字堅田 主要県道田辺白浜線交点までの区 間	同 上
主要県道串本古座川線	串本町和深 宮前橋北詰から終点 までの区間	道路の路端から両側各200メー トル以内の地域のうち道路から展望で きる区域
主要県道すさみ古座線	古座川町内の区間	同 上
主要県道那智勝浦古座川線	古座川町内の区間	同 上
一般県道田原古座線	古座川町内の区間	同 上
一般県道古座川熊野川線	古座川町内の区間	同 上
一般県道佐本深谷三尾川線	古座川町内の区間	同 上
主要県道那智山勝浦線	那智勝浦町大字浜ノ宮 国道42号 との交点から同町大字市野々 市野 々橋北詰までの区間	同 上
林道紀泉高原線	紀の川市神通 主要県道泉佐野打 田線との交点から同市葛城969番地 先までの区間	同 上

紀の川市道粉河中津川線	紀の川市粉河2637番地先から同市粉河2607番2地先までの区間	同 上
和歌山電鐵株式会社貴志川線	全区間。ただし、和歌山市の区域を除く。	同 上

2 規則第2条の2第1項第1号エに規定する区域

- (1) 平池緑地付近の地域のうち別紙図面 (1) の区域
- (2) 高野町の区域

3 規則第2条の2第1項第3号アに規定する区域

- (1) 海南市の区域のうち別紙図面 (2) の区域

4 規則第2条の2第1項第3号イに規定する指定区間及び同号ウに規定する指定区域

路 線 名	規則第2条の2第1項第3号イに規定する区間	規則第2条の2第1項第3号ウに規定する区域
一般国道24号	岩出市吉田 市道吉田6号線との交点から紀の川市黒土 主要県道和歌山打田線との交点までの区間	道路の路端から両側各200メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域
	橋本市高野口町伏原 市道伏原29号線との交点から同市高野口町大野嵯峨谷橋東詰までの区間	同 上
主要県道泉佐野岩出線	岩出市根来 主要県道粉河加太線との交点から同市高瀬 一般県道小豆島岩出線との交点までの区間	同 上
主要県道岩出野上線	紀の川市貴志川町前田 紀の川市道中8号線との交点から同市貴志川町神戸433番12地先までの区間	同 上
主要県道和歌山橋本線	紀の川市貴志川町神戸 主要県道岩出野上線との交点から同市貴志川町神戸 市道中68号線との交点までの区間	同 上
主要県道御坊美山線	御坊市藤田町吉田 主要県道日高印南線との交点から同市湯川町財部市道春日通線の交点までの区間	道路の路端から両側各100メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域

5 条例施行規則第2条の2第1項第3号エに規定する区域

- (1) 新宮市佐野の区域のうち別紙図面 (3) の区域
- (2) 御坊市湯川町財部の区域のうち別紙図面 (4) の区域

(「別紙図面 (1)」から「別紙図面 (4)」までは、省略し、その関係図書を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に備え置いて縦覧に供する。)